

岩手県告示第70号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年1月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 進栄建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字道場136番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木利幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第124号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月16日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年1月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社シーバス
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪10番地1
 - ウ 代表者の氏名 鈴木祐治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第3754号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年1月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千葉工商
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野21地割124番29
 - ウ 代表者の氏名 千葉紀之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8459号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月15日付けで土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年1月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 NSテックスエンジ釜石株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市中妻町三丁目9番25号
 - ウ 代表者の氏名 中西毅
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-23）第6771号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年1月20日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工

事業、ほ装工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。